

議案第235号

## 大阪市災害対策本部条例の一部を改正する条例案

大阪市災害対策本部条例（昭和38年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

第4条中「市長」を「本部長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

災害対策基本法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるの  
で、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市災害対策本部条例（抄）

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第 6 項 の規定に基づき、第23条の 2 第 8 項

き、大阪市災害対策本部（以下本部という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(施行の細目)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長 が定める。  
本部長